

家畜衛生情報

(家きん飼養農場の皆様へ)

令和2年12月8日

飼養衛生管理基準の遵守の徹底について

今シーズンは全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが極めて高いと考えられます。

については、至急下記事項について、再点検し、改善願います。

特に重要な点検項目

- 1 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等(項目13)
- 2 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用(項目14)
- 3 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等(項目15)
- 4 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等(項目20)
- 5 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用(項目21)
- 6 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕(項目24)
- 7 ねずみ及び害虫の駆除(項目26)
- 8 飲用に適した水の給与(項目18)

*項目番号は、自己点検チェック表に基づいています。

飼養衛生管理基準を遵守しなかった場合、万が一発生した際に交付される手当金及び特別手当金の減額の対象になる場合があります。

中濃家畜保健衛生所

TEL 0574-25-3111 FAX 0574-27-3092

閉庁時は案内に従い「1」番をプッシュしてください

つながらない場合は 0574-25-3484 へ。土日・祝日、閉庁時も通報を受け付けています。